

## いすみ市創業支援資金利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、市内において新たな事業の創出を促進し、本市の経済の活性化を図るとともに創業時の負担の軽減と経営の安定化を図るため、創業に必要な資金（以下「創業支援資金」という。）の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、利子補給金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「創業」とは、事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合をいう。

### (利子補給の対象者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内で創業する者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の開始前又は事業の開始から1年以内に千葉県中小企業振興資金を活用し、別表の左欄に掲げる金融機関ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる支店から創業支援資金の融資を受けた者であること。
- (2) 市内に住所又は主たる事業所を有する者であること。
- (3) 市税等の滞納がない者であること。
- (4) 過去において、この告示による利子補給金の交付を受けたことがない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、利子補給金の交付の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を営む者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) その他市長が適当でないと判断する事業を営む者

### (利子補給金の対象資金)

第4条 利子補給金の交付の対象となる創業支援資金の額は、1,000万円を上限とする。

### (利子補給金の額の算定)

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に金融機関に支払った利子（延滞等に係るものを除く。以下同じ。）の算出基礎となった元本に対して、次項に定める利子補給利率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、融資を受けた日の属する年の利子補給金の額は、融資を受けた日から12月31日までの間に利子として支払われた額とする。

2 利子補給利率は、利率年2.0パーセントを上限とする。

（利子補給の交付対象期間）

第6条 利子補給金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、融資（借り換えに係る融資を除く。）に係る第1回目の償還をした日の属する月から起算して3年間とする。ただし、償還期間が3年未満のものについては、当該償還が完了した日の属する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象期間内において次の各号に掲げる事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める日の属する月を当該交付対象期間の終期とする。

- (1) 事業所を市外に移転した場合 移転をした日
- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日
- (4) 事業を休止又は廃止した場合 休止又は廃止した日

（利子補給の交付申請等）

第7条 利子補給金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、創業支援資金の融資が実行された後、速やかにいすみ市創業支援資金利子補給金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、定款又は法人設立申請書の写し、個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (2) 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 第3条第1項第1号の創業支援資金の融資に該当することを証明する書類
- (4) 融資に係る金融機関が作成した償還予定表の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 初めて申請を行った日の属する年度以降の年度において、継続して利子補給金の交付申請を行う者は、市長が指定する期日までに交付申請書を提出しなければならない。こ

の場合においては、前項第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、いすみ市創業支援資金利子補給金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容に変更等が生じたときは、速やかにいすみ市創業支援資金利子補給金変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更等について承認の可否を決定し、いすみ市創業支援資金利子補給金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業完了の日以降速やかに次に掲げる書類を添えて、いすみ市創業支援資金利子補給金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する返済状況を証明できる書類
- (2) 市税納税証明書
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利子補給金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付する額を確定し、いすみ市創業支援資金利子補給金交付確定通知書（様式第6号）により当該実績報告書を提出した交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定により交付する額の確定を受けた交付決定者は、いすみ市創業支援資金利子補給金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の返済等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給の交付決定を取り消し、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
  - (2) 融資資金を目的外に使用したとき。
  - (3) 偽りの申請その他不正な方法により交付決定又は利子補給金交付を受けたとき。
- (その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

金融機関	支店
千葉銀行	大原支店
	長者支店
千葉興業銀行	大原支店
京葉銀行	大原支店
銚子信用金庫	大原支店
房総信用組合	大原支店
	岬支店
	岬東支店
	夷隅町支店